

特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数を定める告示

平成三十年十一月二十六日 原子力規制委員会告示第十二号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十四条の二の十一第一項第一号の規定により初めて特定放射性同位元素の防護に関する業務を開始する前に行わなければならない特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める時間数以上とする。

- 一 特定放射性同位元素の防護に関する概論 一時間
- 二 特定放射性同位元素の防護に関する法令及び特定放射性同位元素防護規程 一時間